

【平成17年度第1回岐阜県入札監視委員会】

＜議事概要＞

- 1 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について
- 2 平成16年度の入札状況について

委員：平成16年度に落札率が50%未満の工事があったが、県としては、何%未満ならば契約しないとの決まりは無いのか？

事務局：最低制限価格は設定しておらず、本県では低入札価格調査を適用している。
落札率が50%未満の工事は低入札価格調査を適用し、その工事が適正に執行できるかを業者に対して調査し、出来ると判断されたものについては、契約をしている。

委員：1件あたりの契約金額が低いほど落札率が低い傾向となっているが、この要因は何が考えられるのか？

事務局：いろいろあると思うが、要因の一つとして、設計書では、直接工事費が低いほど諸経費率が高く、逆に高いほど諸経費率が低くなることから、予定価格が低い工事については、業者側が諸経費分を多少カットしてでも受注し、十分な工事ができると判断するのではないか。

委員：電気・電気通信工事の平均落札率が他の工事に比べて低いのは、そもそも予定価格の設定が高いのが原因ではないか？

事務局：電気・電気通信工事にはソフト関係も含まれていること、また業者がそれ以降の維持工事等の受注も視野に入れていることなどから、初期工事を確実に受注するため、落札率が低くなるのではないかと考える。
電気・電気通信工事の落札率は他の工事に比べて毎年低い傾向にあるのは確かである。

- 3 今後の入札監視委員会の進め方等について

事務局：入札監視委員会の公開については、一部の県では公開しており、今後は極力公開していきたいと考えるが、今年度から談合問題調査特別委員会と発展統合したことから、談合問題についても公開としてよいか否か、各委員の意見をお聞きしたい。

委員：例えば、今後の入札監視委員会で談合問題を扱った場合は、談合問題に関しての利害関係者が傍聴して、場合によっては会議の進行を妨げる恐れがあるのではないかと考える。

委員：何でもかんでも公開すればいいという訳ではなく、公開すればいろいろな問題が出てくる。やはり公開とする部分と、非公開とする部分に分ける必要があると考える。

委員：昨年度までの入札監視委員会の内容であれば、公開しても支障はないと考える。
想定されるのは、委員会に記者が来て傍聴することであり、利害関係者が傍聴するのはまず考えにくいので、公開する方向で行ってはどうか。

- 委員：基本的にはなるべく公開すべきと考えるが、談合に関する内容については、公開すると支障のある部分が多いと考える。昨年度までの入札監視委員会とは扱う内容も異なっていることを考慮すべきである。
- 委員：談合に関する部分の公開については、各委員が問題があると感じていることから、物理的にこの部分を分離するやり方を考えるべきではないか。
- 委員：昨年度まで談合問題調査特別委員会の委員であったが、談合問題を公開した場合に想定される問題は、問題のない業者に対する風評被害とその業者に風評被害を与えて利益を得ようとする人物が出てくることではないか。昨年度までの談合問題調査特別委員会については、日時等を公開すると、自分が風評被害を与えようとした内容の案件がいつどのように審議されたかが分かってしまう可能性があるので、日時すら公開しなかった経緯がある。
- 委員：昨年度までの入札監視委員会を公開することは、特に問題ないと考える。今後は昨年度まで談合問題調査特別委員会の討議内容をこの入札監視委員会でやることになるので、各委員の意見を聞くと、談合問題の公開については非常に問題があると思われる。昨年度までの談合問題調査特別委員会でどんな内容が議論されてきたかを知らない委員が多く、談合問題については公開の可否が判断できないことから、まずは、今後において談合問題に関する内容を取り扱ってみて、今後の公開の可否を決めてはどうかと考える。
- 委員長：昨年度まで入札監視委員会に携わっていた委員の意見では、昨年度までの内容であれば公開してもよいということ、逆に昨年度まで談合問題調査特別委員会に携わっていた委員の意見では、昨年度までの内容を公開することは問題があるとのことであり、今回からこの2つの内容を新しい入札監視委員会で扱うこととなるため、当面は条件付き及び部分公開という形で進めたい。
- 会議の開催形式は、公開とする委員会と、非公開とする委員会とに分けて開催するということで進めたい。
- 委員長：また、審議件数についてはどうか？
- 委員：従来の28件が妥当と考える。

4 入札及び契約制度の改革について

(特に、意見・質問なし)